

定例教育委員会

議

案

議案第1号

坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について

坂井市学校事務共同実施組織責任者の指定について、次のとおり承認を
求める。

平成31年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第2号

坂井市就学指定校の変更許可について

坂井市就学指定校の変更許可について、次のとおり承認を求める。

平成31年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

議案第 3 号

坂井市青少年愛護センター条例施行規則の一部改正について

坂井市青少年愛護センター条例施行規則の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成 3 1 年 4 月 2 3 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市青少年愛護センター条例施行規則の一部を改正する規則

平成31年 月 日
教育委員会規則第 号

坂井市青少年愛護センター条例施行規則(平成18年教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第141号」の次に「。以下条例という。」を加える。

第2条第6号中「調書及び」を「調査及び研究並びに」に改める。

第5条の見出し中「補導員」を「一般補導員」に改め、同条第1項中「補導員」を「、条例第3条に定める職員のほか一般補導員」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「補導員」を「一般補導員」に改める。

附 則

この規則は、平成31年6月1日から施行する。

坂井市青少年愛護センター条例施行規則(平成18年坂井市教育委員会規則第24号)新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、坂井市青少年愛護センター条例(平成18年坂井市条例第141号。<u>以下条例という。</u>)第4条の規定に基づき、坂井市青少年愛護センター(以下「愛護センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 愛護センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 青少年の生活環境改善に関する<u>調査及び研究並びに</u>必要な措置</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(一般補導員)</u></p> <p>第5条 第2条に定める事業を適切に推進するため、<u>条例第3条に定める職員のほか一般補導員</u>を置く。</p> <p>2 <u>一般補導員</u>は、関係機関又は団体から推薦を受けて教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 <u>一般補導員</u>が出務したときは、定められた基準により費用の弁償を受けることができる。</p> <p>4 <u>一般補導員</u>についての活動計画は、所長が策定する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、坂井市青少年愛護センター条例(平成18年坂井市条例第141号_____)第4条の規定に基づき、坂井市青少年愛護センター(以下「愛護センター」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業)</p> <p>第2条 愛護センターは、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 青少年の生活環境改善に関する<u>調書及び</u>_____必要な措置</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(補導員)</u></p> <p>第5条 第2条に定める事業を適切に推進するため<u>補導員</u>_____を置く。</p> <p>2 <u>補導員</u>_____は、関係機関又は団体から推薦を受けて教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 <u>補導員</u>_____が出務したときは、定められた基準により費用の弁償を受けることができる。</p> <p>4 <u>補導員</u>_____についての活動計画は、所長が策定する。</p>

議案第4号

坂井市青少年愛護センター一般補導員勤務規程の一部改正について

坂井市青少年愛護センター一般補導員勤務規程の一部改正について、次のとおり承認を求める。

平成31年4月23日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫

坂井市青少年愛護センター一般補導員勤務規程の一部を改正する規程

平成31年 月 日
教育委員会訓令第 号

坂井市青少年愛護センター一般補導員勤務規程(平成19年坂井市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(身分証明)

- 第4条 一般補導員は、街頭補導を行う場合には、一般補導員証(別記様式。以下「補導員証」という。)を携帯し、必要があるときは関係者に提示しなければならない。
- 2 一般補導員は、補導員証を他人に譲渡又は貸与してはならない。
 - 3 一般補導員は、一般補導員でなくなったときは、直ちに補導員証をセンターに返還しなければならない。
 - 4 一般補導員は、補導員証を紛失したとき又は補導員証の記載事項に変更が生じたときは、直ちにセンターに届け出なければならない。

第11条を次のように改める。


(善行者の報告)

- 第11条 一般補導員は、他の模範となる善行を積んでいる青少年又は青少年に良い影響を及ぼす善行を積んでいる成人を発見したときは、当該善行者の住所、氏名、所属団体、善行の概要等を所長に報告するものとする。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式(第4条関係)

(表)

	第 号
一般補導員証	
氏名	_____
	年 月 日生
上記の者は、坂井市青少年愛護センター設置条例施行規則第5条の規定による坂井市青少年愛護センター一般補導員であることを証する。	
委嘱期間	年 月 日 ~ 年 月 日
発行年月日	年 月 日
坂井市教育委員会	
	印

(裏)

留意事項

- 1 補導の任務にあたる時は、本証を必ず携帯し、必要に応じて提示してください。
- 2 本証は、他人に譲渡又は貸与しないでください。
- 3 本証は、一般補導員でなくなったときは、直ちに坂井市青少年愛護センターに返還してください。
- 4 本証を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに返還してください。
- 5 補導の任務で知り得た他人の秘密の保持に留意してください。

附 則

この訓令は、平成31年 6月 1日から施行する。



坂井市青少年愛護センター一般補導員勤務規程(平成19年坂井市教育委員会訓令第2号)新旧対照表

改正案 (新)	現行 (旧)
<p>(身分証明)</p> <p><u>第4条 一般補導員は、街頭補導を行う場合には、一般補導員証(別記様式。以下「補導員証」という。)を携帯し、必要があるときは関係者に提示しなければならない。</u></p> <p><u>2 一般補導員は、補導員証を他人に譲渡又は貸与してはならない。</u></p> <p><u>3 一般補導員は、一般補導員でなくなったときは、直ちに補導員証をセンターに返還しなければならない。</u></p> <p><u>4 一般補導員は、補導員証を紛失したとき又は補導員証の記載事項に変更が生じたときは、直ちにセンターに届け出なければならない。</u></p> <p>(善行者の報告)</p> <p><u>第11条 一般補導員は、他の模範となる善行を積んでいる青少年又は青少年に良い影響を及ぼす善行を積んでいる成人を発見したときは、当該善行者の住所、氏名、所属団体、善行の概要等を所長に報告するものとする。</u></p>	<p>(身分証明)</p> <p><u>第4条 一般補導員は、街頭指導を行う場合には、補導員の証(以下「補導員証」という。)を携帯し、補導員証の呈示を要求されたときは、これを呈示し、身分を明らかにしなければならない。</u></p> <p>(善行者の顕彰)</p> <p><u>第11条 一般補導員は、青少年の勉学、勤労、友情、博愛、奉仕、教養その他の行為が善行と認めたときは、その青少年の住所、氏名、所属団体、善行の概要を明らかにして、所長に報告し、その善行を顕彰するものとする。</u></p> <p><u>2 青少年に良い影響を及ぼした成人の善行については、前項の規定を準用する。</u></p>

別記様式（第4条関係）

別記様式

(表)

	第 _____ 号
一般補導員証	
氏名 _____	_____ 年 _____ 月 _____ 日生
上記の者は、坂井市青少年愛護センター設置条例施行規則第5条の規定による坂井市青少年愛護センター一般補導員であることを証する。	
委嘱期間 発行年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	～ _____ 年 _____ 月 _____ 日
坂井市教育委員会 	

(裏)

留意事項

- 1 補導の任務にあたるときは、本証を必ず携帯し、必要に応じて提示してください。
- 2 本証は、他人に譲渡又は貸与しないでください。
- 3 本証は、一般補導員でなくなったときは、直ちに坂井市青少年愛護センターに返還してください。
- 4 本証を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに坂井市青少年愛護センターに届け出てください。
- 5 補導の任務で知り得た他人の秘密の保持に留意してください。

議案第 5 号

坂井市立図書館協議会委員の承認について

坂井市立図書館協議会委員の承認について、次のとおり承認を求める。

平成 31 年 4 月 23 日提出

坂井市教育委員会

教育長 川 元 利 夫